

審判委員会規程

第1条（目的）

この規定は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第3条の目的達成のため行う審判に関し、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条（事業）

審判委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- （1）競技・審判規則等の啓発、普及
- （2）審判講習会（検定会・研修会）の企画運営
- （3）日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）が定める公認審判員規程に基づく、認定・更新等の事務手続
- （4）日本連盟主催の1級審判員検定会への推薦
- （5）技術等級取得者の日本連盟への申請手続
- （6）県外派遣審判員の選出
- （7）連盟主催大会のレフェリー長の選任
- （8）その他、連盟の目的達成に必要とする事業

第3条（役員）

本会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名以内
委員	若干名

第4条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- （1）委員長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- （2）副委員長は、理事長の承認を得て、委員の中から委員長が選出する。
- （3）委員は、支部等から選出された者及び委員長が推薦する者で理事長の承認を得た者による。

第5条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第6条（審議）

本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算・決算、その他必要と認められる事項とする。

第7条（報告）

本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が連盟理事会で報告するものとする。

第8条（経費の支弁）

1. 本会の経費は、連盟より支給される年間予算で支弁する。
2. 次の収入は、連盟会計に繰り入れる。
 - （1）公認審判員認定料、更新料の日本連盟からの還元金
 - （2）公認審判員認定証の再発行料金

- (3) 技術等級申請料の日本連盟からの還元金
- (4) 審判講習会受講料金
- (5) ソフトテニスハンドブック販売料金

第9条 (会計年度)

会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第10条 (事務局)

本会の事務を処理するため委員長の定める所に事務局を置くことができる。

第11条 (事務局員の任免)

事務局には事務局員を置き事務を執行する。その任免は委員長が行う。

第12条 (規程の改廃)

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。